

委員提出資料

4-1 羽生田委員

4-2 森委員

資料 4-1

羽生田委員 資料

第3回 看護の質の向上と確保に関する検討会
平成20年12月25日（木）

日本医師会 潜在看護職員再就業支援モデル事業 結 果

日本医師会常任理事
羽 生 田 俊

1

再就業についての意識調査

<調査の実施状況>

- 15県医師会が、医師会立看護師等学校養成所の卒業生に対し、再就業についてのアンケート調査を実施した。

青森、岩手、栃木、群馬、埼玉、千葉、石川、長野、岐阜、
愛知、三重、兵庫、徳島、福岡、沖縄

- 粗回答数 2754件
有効回答件数 1367件(有効回答率49.6%)

2

1. アンケート調査結果から得られた課題・問題点

1) 属性から得られたこと

回答者の多くは既婚女性で、年齢的にも若い層で、育児に係わっている。

2) 過去の就業経験から得られたこと

回答者の保有する資格は准看護師・看護師資格が中心で、その経験は6～7年、病院勤務経験が約95%、診療所勤務が約49%、看護職員を離職してから平均5年5ヵ月、離職理由は「妊娠・出産」「子育て・家事」「結婚」である。

3

1. アンケート調査結果から得られた課題・問題点

3) 現在の就業状況とこれからの就業希望から得られたこと

現在就業していないとした人は約8割、看護職員への復職希望は70.1%（「再就業したい」27.1%と「条件次第で再就業したい」43.0%の合計）。

再就業したいとする人の希望施設・職場は診療所が87.5%、病院が70.8%（複数回答可）。

通勤については、「通勤時間30分以内」と近隣を希望している。

4

1. アンケート調査結果から得られた課題・問題点

4) 再就業の希望時期から得られたこと

再就業希望時期は、「既に就業が決まっている」6.8%、「すぐにでも働きたい」13.0%、「一定時期後に働きたい」20.4%の合計40.2%を、「未定」の57.9%が上回っている。

1. アンケート調査結果から得られた課題・問題点

5) 希望雇用形態・勤務形態・待遇から得られたこと

雇用形態としては「短時間勤務(非常勤・臨時・パート)」が65.5%希望し、「常勤(正職員)」32.0%の2倍である。

勤務形態は、複数回答可であるものの、「日勤のみ」の85.7%が圧倒的である。

待遇(複数回答可)は「有給休暇の取得のしやすさ」が70.9%、「院内保育所の整備」が41.7%、「学童保育への配慮」が41.1%と、育児等の問題に対する配慮を求めるものが目立っている。

1. アンケート調査結果から得られた課題・問題点

6) 研修の必要性から得られたこと

再就業時に際して研修を受けたいと希望した人は80.7%。

受けたい研修の内容(複数回答可)は、看護技術(実技研修)が73.3%、IT関連知識(電子カルテ等)が54.5%、医療安全(医療機器、医療事故、感染管理等)が54.4%、高度医療技術・知識が53.2%など再就業希望者の不安と意欲が窺える。

7

<結果のまとめ>

いわゆる「潜在看護職員」といわれる看護職員資格を保有する人は育児に係わっている女性がほとんどで、看護職員として再就業したい希望・意欲は十分あるものの、看護職員としての仕事と育児および家庭の両立を希望している。とりわけ、再就業するに際しては、勤務先(診療所・病院等)に望むことは、休暇が取りやすいことや院内保育所・学童保育あるいは育児に対するその他の配慮などがあることを重視し、勤務時間についてもそれらを前提にした勤務形態を望んでいる。また、医療現場に戻る(再就業)に当たっては、看護職種を離職してからのブランクを埋めるための現実的な研修を望んでいる姿が窺える。

8

2. 看護職への再就業支援対策

1) 情報交換・収集の場(窓口)の設置

いわゆる「潜在看護職員」は家庭の中で育児に追われている傾向にあり、医療現場への復帰を望む一方で、それらに関する情報が枯渇した状態にある。これについては、自由記載欄に記述されている内容でも裏付けられている。現在、ナースセンター等の事業があるものの、必ずしも十分に機能しているとは言い難い。「潜在看護職員」は家庭にあっても、再就業に係る互いの情報交換や詳細な情報提供を望んでいるのである。したがって、再就業を支援するにはそれらの状況を十分に理解したうえで、新たに情報交換・収集の場(窓口)を設置する必要がある。

9

2. 看護職への再就業支援対策

2) 多様な勤務形態とコーディネート部門の設置

アンケート結果からも分かるとおり、再就業を望んでいる「潜在看護職員」の多くは勤務形態として「短時間勤務(非常勤・臨時・パート)」を希望している。したがって、勤務先となる医療機関の望む勤務内容とのすり合わせは当然必要となる。これらを考慮すると、再就業を望む「潜在看護職員」の事情に合わせた多様な勤務形態とその組合せが必要になる。そこで、各医療機関ごとにアイデアを出す必要もあるが、「潜在看護職員」と医療機関のそれぞれのニーズを調整する第三者機関としてのコーディネート部門の設置が考えられる。なお、「潜在看護職員」が再就業した後の勤務を安定的にするためには「短時間正職員」の考え方やシステムの導入も一考すべきである。

10

2. 看護職への再就業支援対策

3) 研修の実施

再就業を望んでいる「潜在看護職員」には現場復帰の意欲はあるものの、進歩の著しい医療現場への不安もあり、再就業のための研修を強く望んでいる。そこで、「潜在看護職員」に対して必要な研修内容を十分に調査したうえで、現場復帰のための研修カリキュラムを作成し、必要に応じて研修を適宜実施すべきである。

資料 4-2

森委員 資料

第3回 看護の質の向上と確保に関する検討会
平成20年12月25日（木）

看護教育のあり方について 看護系大学における看護学教育

千葉大学看護学部長
森 恵 美



看護の質の向上のためには、

論点

1. 学校種別に関係ない看護師教育の修業年限延長なのか？
2. 看護職を志す者が学士課程教育を受けられることなのか？



●大学の使命は、体系づけられた学問の教授

現行でも看護系大学では、保・助・看それぞれの実践に体系的な根拠を与える看護学の基礎を4年間かけて教授している。単に資格取得のために、3年+6ヶ月+6ヶ月の教育をしているのではない。

●資格取得の問題と大学教育の問題は、基本的に切り離して考えるべき

すなわち、2の立場「看護の質の向上のためには、看護職を志す者が、学士課程教育を受けられることが重要である」



学士課程における看護学教育の特質

「看護の質の向上のためには、看護職(看護師・保健師・助産師)を志す者が学士課程教育を受けられることが重要」

看護職は専門職であるから学士課程教育が前提

根拠資料

●学士課程における看護学教育の特質

看護実践能力育成の充実に向けた大学卒業時の到達目標
(平成16年3月26日:看護学教育の在り方に関する検討会報告)

●大学設置基準

- 大学は、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする。
(学校教育法 第83条)



学士課程における看護学教育の特質

1. 保健師・助産師・看護師に共通した看護学の基礎を教授する課程であること
2. 看護生涯学習の出発点となる基礎能力を培う課程であること
3. 創造的に開発しながら行う看護実践を学ぶ課程であること
4. 人間関係形成過程を伴う体験学習が中核となる課程であること
5. 教養教育が基盤に位置づけられた課程であること

看護実践能力育成の充実に向けた大学卒業時の到達目標
(平成16年3月26日:看護学教育の在り方に関する検討会報告)



大学設置基準

第19条 大学は、当該大学、学部及び学科又は課程等の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を自ら開設し、体系的に教育課程を編成するものとする。

2 教育課程の編成に当たっては、大学は、学部等の専攻に係る専門の学芸を教授するとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮しなければならない。

第20条 教育課程は、各授業科目を必修科目、選択科目及び自由科目に分け、これを各年次に配当して編成するものとする。

第21条 各授業科目の単位数は、大学において定めるものとする。



学校教育法にみる課程別目的

大 学	大学は、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする。 (学校教育法 第83条)	専門職業教育 professional education
短 期 大 学	大学は、第八十三条第一項に規定する目的に代えて、深く専門の学芸を教授研究し、職業又は實際生活に必要な能力を育成することを主な目的とすることができる。2（略） 3 前項の大学は、短期大学と称する。 (学校教育法 第108条)	
大学院	大学院は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の進展に寄与することを目的とする。 (学校教育法 第99条)	
専 修 学 校	第一条に掲げるもの以外の教育施設で、職業若しくは實際生活に必要な能力を育成し、又は教養の向上を図ることを目的として次の各号に該当する組織的な教育を行うものは、専修学校とする。 (学校教育法 第124条)	職業教育 occupational education



仮に「資格取得のための年限延長が必要」となった場合

- 年限延長に伴うコストの検証と財源確保をまずは考えるべき
- 国立大学法人の場合は、特別な財源確保がなければ、助産師教育・保健師教育をやめざるをえないところが増える
→ 助産師・保健師の数の充足が課題、看護系大学志願者減

理由

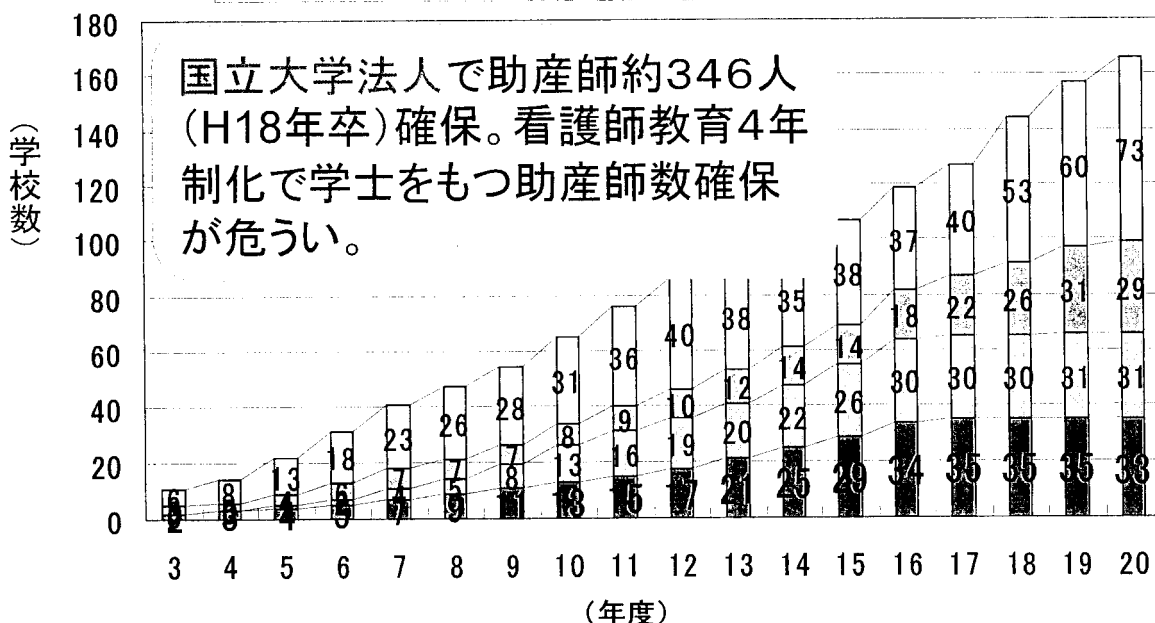
看護師教育が4年制化したら、保健師、助産師教育は以下の対応が考えられるが、いずれの場合も、運営費交付金が毎年削減されている状況(教員削減、学生定員が増えても予算は増えない)では、国立大学法人内で合意を得ることに困難があり、国からの特別な予算措置がない限りできない。

- ① 学部の5年制化(薬学6年制化と同様大幅な志願者減、学士をもつ看護職の確保が困難、年限延長に伴う特別予算措置が必須)
- ② 専攻科1年(施設整備と教員の増員が必要となるが、運営費交付金は増えないしくみなので、大学の赤字になる)
- ③ 大学院(助産師学校として指定を受けるためには組織再編が必要。定員増にしても運営費交付金は増えないしくみなので、大学の赤字になる)



助産師学校指定看護系大学数の推移 (専攻科・別科を除く)

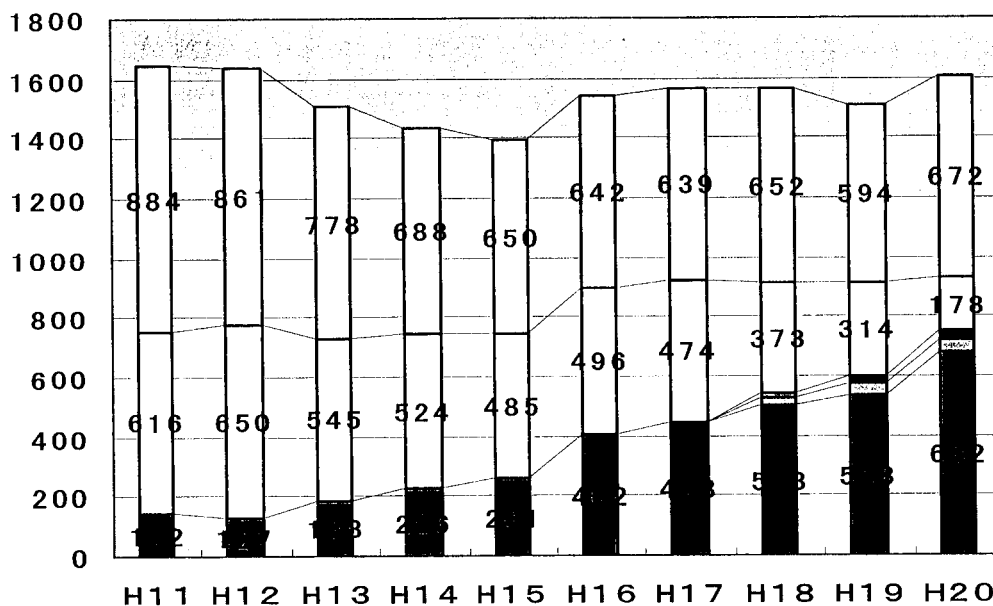
- 助産師学校指定大学(国立) □ 助産師学校指定大学(公立)
- ▨ 助産師学校指定大学(私立) □ 助産師学校指定なし



助産師国家試験合格者数(新卒)の推移

H20年、大学で助産師682人(養成数全体の42.5%)
確保、大卒助産師(新卒)急激な増加傾向にある

(人) ■ 大学 □ 大学院 ■ 大学専攻科 □ 短大専攻科 □ 養成所等



国立大学法人における助産学実習の実施状況

助産学実習(分娩の取扱いの実習)

1大学あたり 使用する 実習施設数	1施設あたり 平均受入れ 学生数	助産学実習を 選択した 学生数	実習指導に かかる 教員数	(参考) 看護学科等 入学定員数
6.0施設 (2~16施設)	1~2人	平均9.3人 (2~約30)	平均4.4人 (2~7人)	平均71.1人 (60~80人)

参考資料:平成19年度全国国立大学法人助産師教育専任教員会議資料等

- 分娩の取扱いの実習については、助産師または医師の監督の下に、学生1人につき10回程度行わせる(原則として、取扱う分娩は正期産・経膈分娩・頭位単胎)ことになっている(保健師助産師看護師学校養成所指定規則より)
- 少子化や助産師・産科医不足等のため、1実習施設に学生1~2名
- 助産師で学位をもつ教員不足と運営費交付金削減に伴う教員の削減計画

助産学実習の質を維持するには、学生数を制限せざるをえない



看護系大学において助産師教育を行う利点(1)

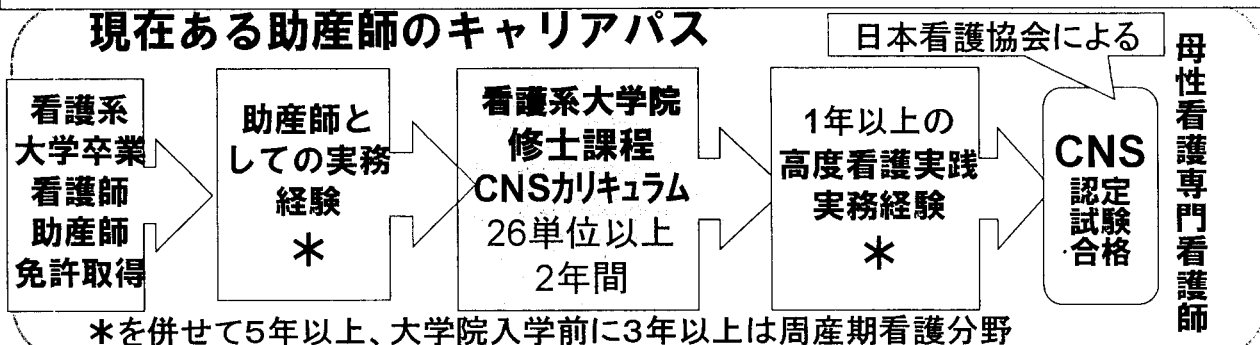
- 大学4年間で助産師資格が取れることは、看護系大学に志願者を引きつける大きな魅力になっている
- 看護師だけにとらわれない、幅の広い職業選択が可能となる
- 学士(看護学)をもった助産師が毎年約700名(養成数全体の約43%)確保。H18年の日本産婦人科医会緊急調査によると助産師充足率71.7%、助産師の不足数6,718名であるので、現在の助産師不足へ対応し、周産期看護領域の質確保につながる。
- 看護系大学が今以上に増える一方で、高校卒業者が減少することを考慮すると、医師、薬剤師、福祉系など、他の学問領域との間で志願者の奪い合いが起こることは必須。複数の資格が取れる魅力を残しておかないと、看護系大学志願者減少は否めない



看護系大学において助産師教育を行う利点(2)

- 学士課程で免許取得、助産師実務経験後に大学院で高度専門職業人(母性看護専門看護師)教育を受けるという助産師キャリアパスの維持・強化→助産師外来・院内助産の普及促進、母体・胎児集中治療室の看護など周産期看護の質向上につながる
- 学士卒の助産師が確保されていることは、看護系大学教育を担当できる、修士以上の学位をもった助産師の育成を促進する
- 学士・修士(看護学)をもった助産師が増加すれば、博士(看護学)の学位をもった助産師の育成も促進され、周産期看護の質向上のための教育研究の促進につながる

現在ある助産師のキャリアパス



少子化の中で、質の向上と確保に向けた、 助産師養成数を増やすための方策の提案

助産師数不足に対応した質の確保のための方策

- 正常産10例の縛りを緩和し、同時に卒後臨床研修を制度化
- 多数の実習施設に分散し少人数で実習することを前提とした、実習にかかわる教員数の増加・確保

看護の質の向上と確保に向けた長期的方策

- 学士課程における看護学教育に対して、指定規則の縛りを緩和あるいは適用外→学士課程で3つの看護職(保・助・看)資格取得できる制度維持
- 学士をもった助産臨床経験が豊富な助産師に対する母性看護専門看護師(周産期看護領域の高度実践助産師)教育の推進と母性看護専門看護師の積極的雇用と活用拡大の推進
- 大学院において、母性看護専門看護師教育、高度実践家教育を受けた助産師の裁量権拡大

